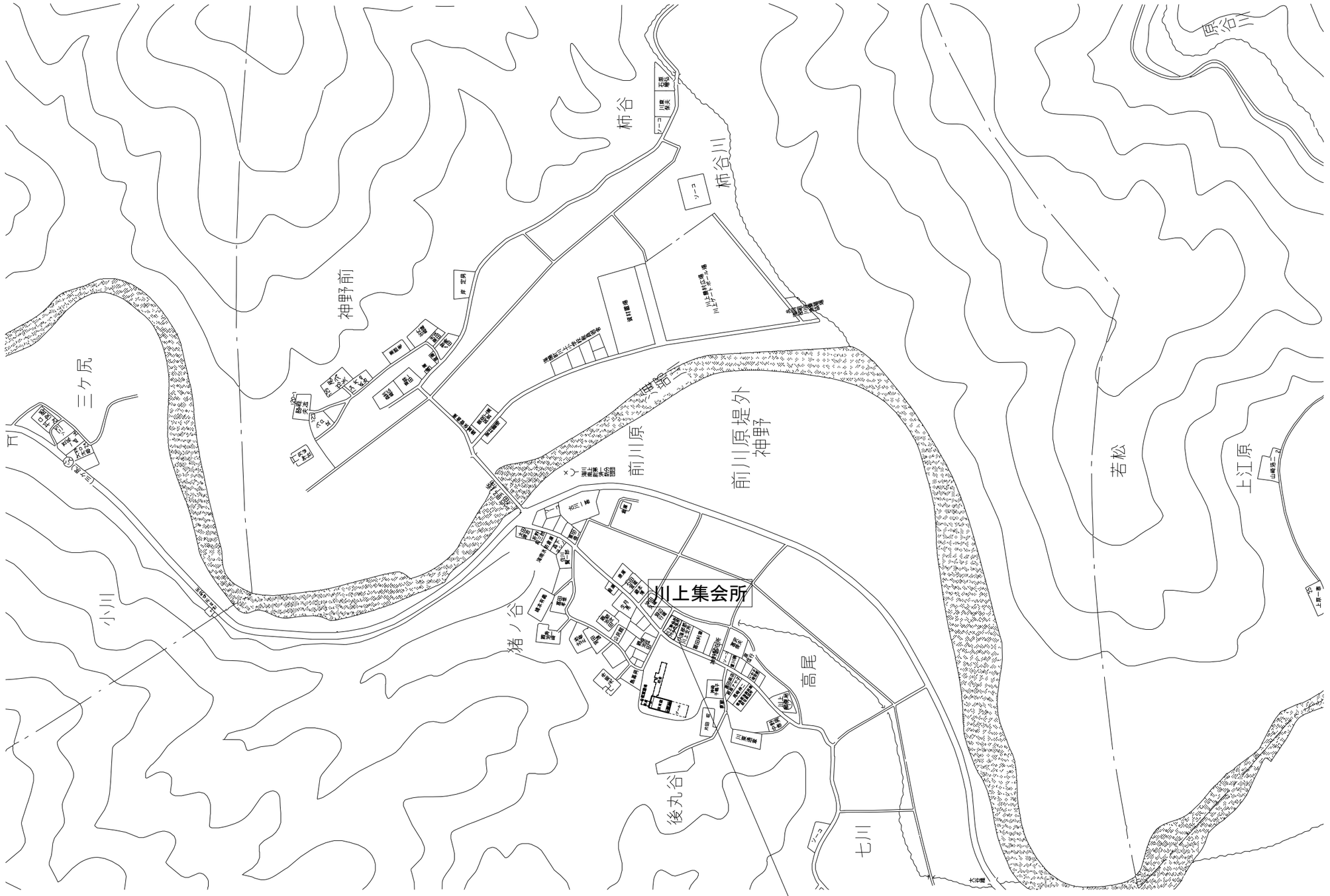
令和８年度　川上集会所トイレ改修工事

設計図

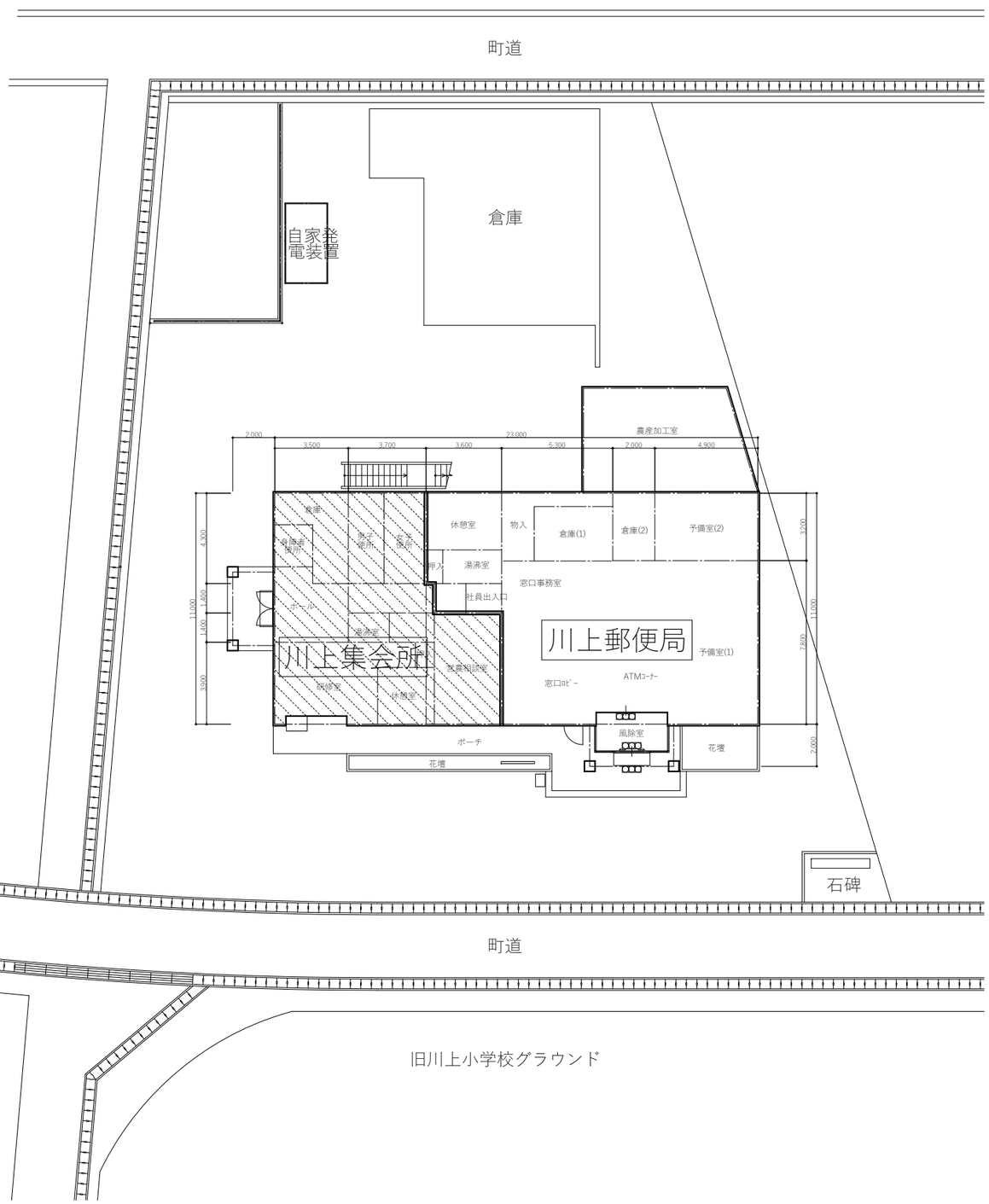
図　番	図面名称	縮尺	図　番	図面名称	縮尺
A-00	図面リスト	ー	P-01	機械設備工事　特記仕様書	ー
A-01	附近見取図	ー	P-02	器具表・参考図	-
A-02	配置図	ー	P-03	1階　平面詳細図（現況・改修後）	1/30
A-03	1階　平面図	1/100	P-04	2階　平面詳細図（現況・改修後）	1/30
A-04	2階　平面図	1/100			
A-05	平面詳細図	1/30			
			E-01	電気設備 特記仕様書	-
			E-02	1階平面図・単線結線図	1/30
			E-03	2階平面図・単線結線図	1/30



附近見取図

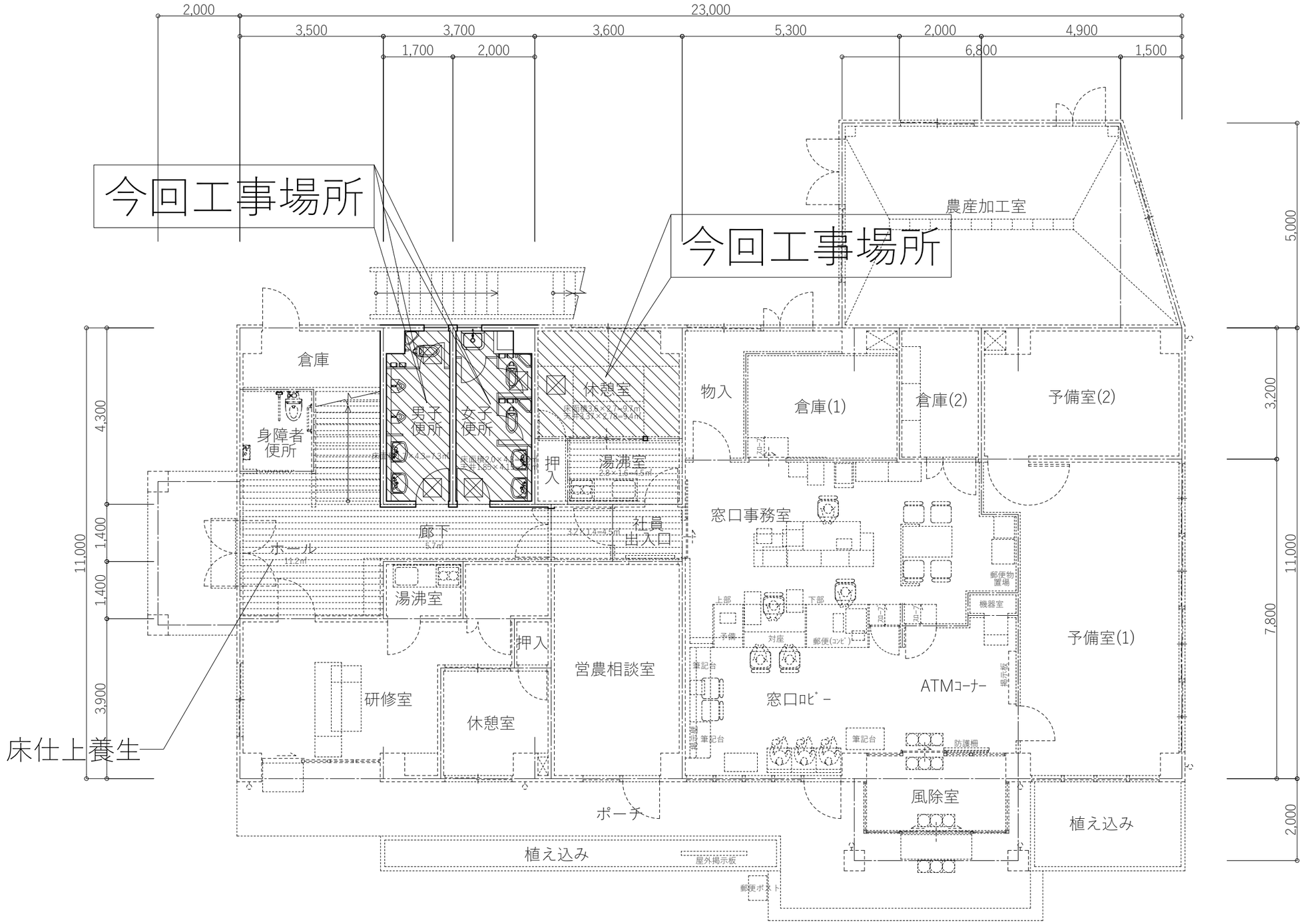
株式会社 野田木内
一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

●工事名	令和８年度 川上集会所トイレ改修工事
●図面番号	A-01
●図面名	附近見取図
●縮尺	



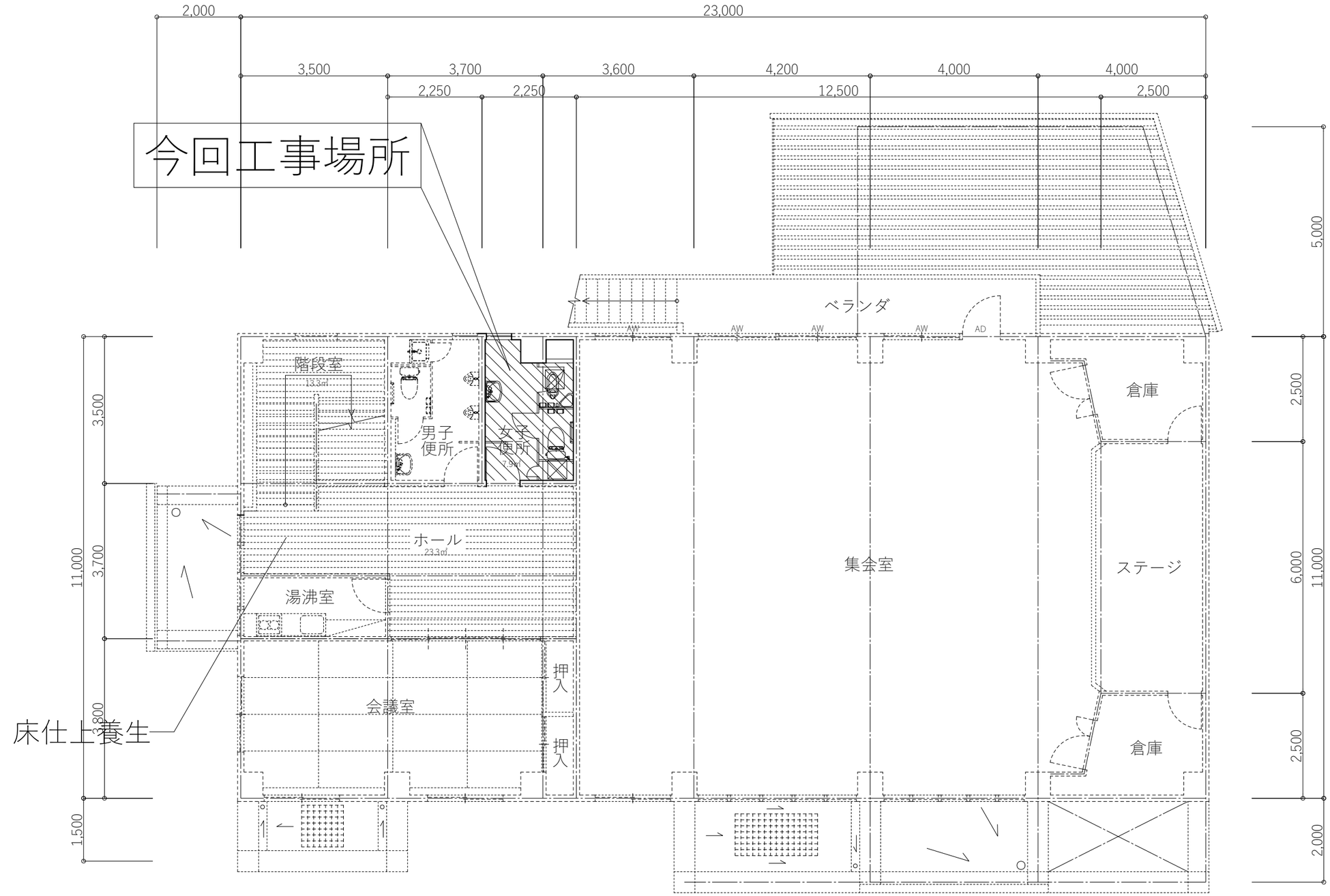
株式会社 野田木内
一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

●工事名	令和８年度　川上集会所トイレ改修工事
●図面名	配置図
●図面番号	A-02
●縮尺	A3:1/250



1階　平面図

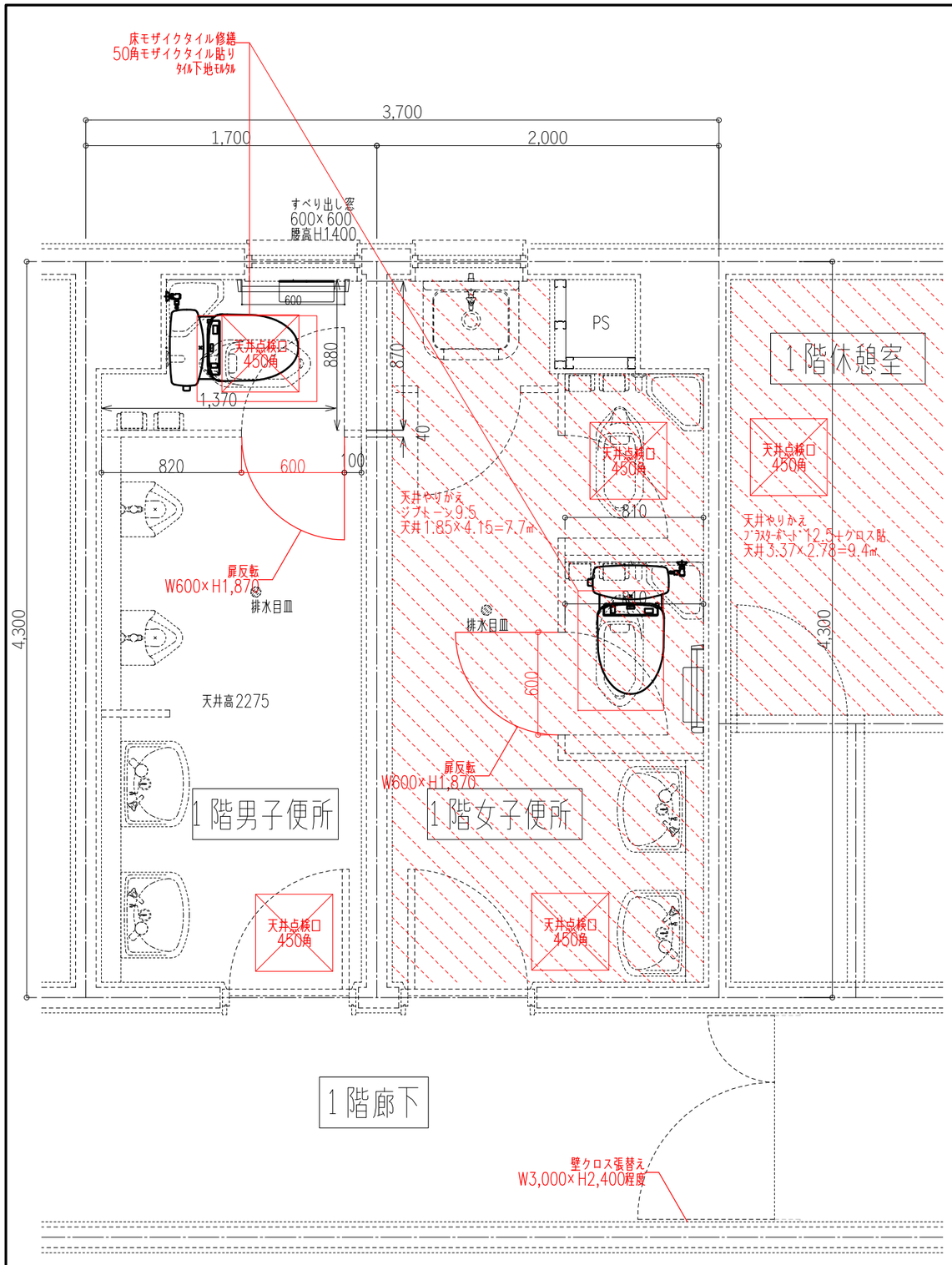
株式会社 野田木内 一級建築設計事務所 〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4 TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045 一級建築士事務所登録 第31063号 一級建築士登録 第149503号 野田 史			●工事名 令和８年度　川上集会所トイレ改修工事	●図面番号 A-03	
			●図面名 １階　平面図	●縮尺 A3:1/100	

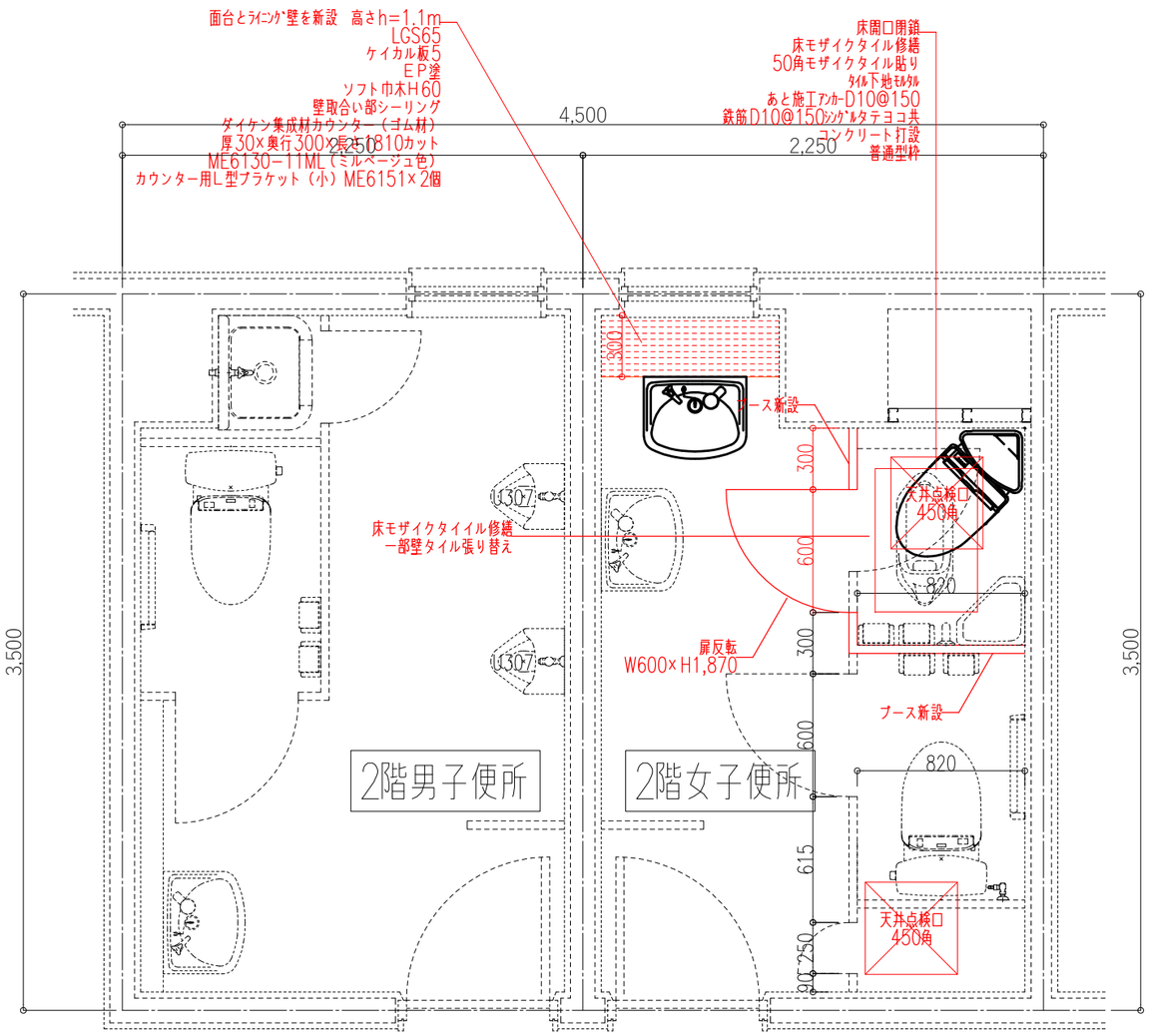


2階　平面図

株式会社 野田木内
一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史

●工事名	令和８年度　川上集会所トイレ改修工事
●図面番号	A-04
●図面名	２階　平面図
●縮尺	A3:1/100





株式会社 野田木内
一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史

●工事名	令和８年度　川上集会所トイレ改修工事
●図面番号	A-05
●図面名	平面詳細図
●縮尺	A3:1/30

機械設備工事仕様書

①. 工事種目

建物別及び屋外 / 工事種目	川上集会所					
空気調和設備						
換気設備						
排煙設備						
自動制御設備						
衛生器具設備	改修一式					
給水設備	改修一式					
排水設備	改修一式					
給湯設備						
消火設備						
ガス設備						
浄化槽設備						
撤去工事	撤去一式					

②. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和７年版)」(ただし，改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和７年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和７年版)」による．なお，本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は，それぞれの工事に係る標準仕様書による．また，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和７年版)」を参考とする．

③. 特記仕様1(一般共通事項)

1. 本工事に必要な工事用電力，水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む．
 官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う．なお，(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする．
2. 工事写真はしゅん工，着工前，機材，施工状況の順に写真帳に整理し，提出する．しゅん工については，工事目的物の状態が，また，機材，施工状況等については，不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること．国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする．
3. 完成図等
 工事のしゅん工に際し，次の図書，資料を作成し，監督員と協議の上，提出する．
 ・竣工図の製本×3部(2つ折，原図版)　・竣工図の電子データ(CD-R)×2部　・保全に関する資料×1部
 ・工事写真：写真帳(着手前，竣工)×1部，電子データ×2部
4. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し，監督員に提出する．また，品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し，監督員に提出する．品質計画及び施工図等については，監督員の承諾を受ける．(標仕 <1>1.2.2，<1>1.2.3)
 品質管理は，適切な時期に品質計画に基づき確認，試験又は検査を行う．結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は，品質計画にしたがって適切な処理を施す．
 また，その原因を検討し，再発防止のための必要な処置をとる．(標仕 <1>1.3.4，監理指針 <1>1.3.4)
 使用する機材が，設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図，試験成績書を含む）を監督員に提出する．(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1> 1.4.2)
 上記の施工計画書には，「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること．
5. 設計図書に疑義が生じたり，現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは，「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による．
6. 技能士の適用
 技能士の適用については，次の技能検定作業（以下「作業」という．）のうち，各工事毎に適用する作業を指定するものとする．
 なお，指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする．

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
配管	配管	・ 建築配管作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

7. 本工事のうち建築工事，電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は，工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること．
8. 機器類は，図示する形状又は配管などの取出し位置等により，特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない．
9. 既存のコンクリート床，壁等の配管貫通部の穴明けは，原則としてダイヤモンドカッターによる．(改修標仕 <2>4.1.3)
 梁，スラブ等の構造体貫通の場合は，施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する．
10. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は，既成にならい補修する．
11. 他工事との取り合いは下表による．

工事項目	建築	電気	衛生	空調	別途	備考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込個所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

12. 発生材の処理等は，「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う．
 (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し，あれば監督員の指示に従うこと．既存の分析調査結果がある場合は，受注者がその結果を書類等により確認すること．なお，工事内容に変更がある場合においても同様とする．
 (2) PCBを含む機器は，調書を添えて引き渡しとする．
 (3) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は，フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき，作業や手続きを行う．家電リサイクル法に該当する機器については，家電リサイクル法により処理すること．
 (4) 受注者は，工事で発生する産業廃棄物を保管する場合，又は自ら運搬する場合においては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること．
13. 本工事で使用する建設機械は，「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする．
14. 耐震施工
 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし，施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による．
 (1) 本工事の建物分類は(・ 特定の施設 ⊙ 一般の施設)であり，地域係数は(⊙ 1.0 ・ 0.9)とする．
 (2) 設計用水平地震力は，機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に，地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする．なお，特記なき場合の設計用水平震度は次による．

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階，屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

 (注) 上層階の定義は次のとおりとする．
 2～6階の場合は最上階，7～9階の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階以上の場合は上層4階
 重要機器 （ ・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・ ）
 (3) 設計用鉛直地震力は，設計水平地震力の1/2とし，水平地震力と同時に働くものとする．
 (4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については，機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし，特に計算を行わなくともよい．
15. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
 (1) 塗料は，ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
 (2) 保温材は，ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．
 (3) 接着剤は，フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し，ホルムアルデヒド，アセトアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼンを発散しないか，発散が極めて少ないものとする．

④. 特記仕様2(特記事項)

1. 配管の吊り及び支持は，「標仕」及び「標準図」に従い行う．(標仕 <2>2.6.1，<2>2.6.3)
2. 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い，管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後，掘削土の良質土で埋め戻す．
3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後，掘削土の良質土で埋め戻し，地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う．(標仕 <2>2.7.1，監理指針 <2>2.7.1)
4. 排水管を屋外土中埋設する場合は，「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込み，突き固めた後，管をなじみ良く布設する．埋め戻しは，山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後，掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う．(標仕 <2>2.7.1，監理指針 <2>2.7.1)
5. スリーブ材料については，(標仕 <2>2.2.27，監理指針 <2>2.2.27)による．貫通部の処理については，(標仕 <2>2.8.1，標準図 施工1，監理指針 <2>2.8.1)による．なお，紙製仮枠を用いる場合は，変形防止の措置を講じる．
6. 液化石油ガス設備は，液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する．
7. 弁類で，公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし，高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする．
 ただし，特記部分は JIS-10Kとする．
8. 保温工事種別について，原則グラスウール保温材とする．
 給水管の床下，暗渠内及び屋外露出部分および消火管の屋外露出部分は，ポリスチレンフォーム保温材とする．
 厨房排気ダクトについては，ロックウール保温材とする．
 冷暖房する室(天井内を含む)に設置する全熱交換機の外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温(25mm厚)を行う．
 耐火二層管は保温を行わない．
9. 給水用配管で，ポンプ廻りの防振継手，フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない．
10. ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト，ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし，屋外及びピット内の配管，ダクトに使用する支持金物等についても同様とする．
11. ダクトは図面特記部分以外は，低圧ダクトとする．
 長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法
 (・コーナーボルト工法 (・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法) ・ アングルフランジ工法)
 上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは，アングルフランジ工法とする．
12. 冷媒管に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さは，液管は10mm以上，ガス管を20mm以上とする．
 ただし，液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは，8mmとしてもよい．
13. 次に指定する部分の露出する配管，ダクト，支持金物，架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない．
 (・ダクトスペース，パイプシャフト内 ・)
 屋内，屋外及びピット内の支持金物等のうち，ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは，原則塗装を行わない．
 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は，監督員との協議により塗装を省略することが出来る．
 次の部分の露出する電線管，支持金物，架台等は塗装を行う．
 (・ 一般居室，廊下等 ・)
 亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする．
 屋外布設の厚鋼電線管は，めっき付着量が300g/m²のものを使用し，塗装不要とする．
14. 水圧試験，満水試験，気密試験等は，配管途中若しくは隠ぺい，埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う．(標仕 <2>2.9.1)
15. 機器には名称及び記号を，配管及びダクトには，識別表示・用途・流れ方向を記入する．(標仕 <1>1.7.4)
16. ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後，製品検査を実施する．現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する．
17. ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし，製造者標準仕様品とする．「本体構造等」(標仕 <8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする．
18. 試運転調整にあたっては，(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1，2.2)を参考とする．低圧屋内配線，弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う．

⑤. 使用材料(管材)

	用途	名称	番号	備考
	冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	〃	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	〃	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
	冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
	膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	蒸気(往)	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
	蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
	油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
	冷 媒	断熱材被覆銅管	原管 JIS H 3300	
	ドレン	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742を使用してもよい)
	〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	〃	耐火二層管(内管VP)		
○	給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	〃	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
	〃 (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
	〃	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	〃	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
○	排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	〃	耐火二層管(内管VP)		
○	排 水(衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	〃 (屋外)			
	〃	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
	給 湯	銅管(Mタイプ)	JIS H 3300	
	〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
	〃 (地中埋設部)	保温付被覆銅管	原管 JIS H 3300	
	〃 (コンクリート埋設部)	被覆銅管		
	消 火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	〃 (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
	ガ ス	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	〃 (地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
		ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
	油	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

⑥. 機材等

1. 本工事に使用する材料・機材等は，設計図書に定める品質及び性能を有するもの，又は同等のものとする．ただし，同等のものを使用する場合は，あらかじめ監督員の承諾を受ける．
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし，証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける．
 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること．
 (2) 法令等で定めがある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること．
 (3) 製造又は施工の実績があり，その信頼性があること．

品目	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー，鋳鉄製ボイラー，鋼製小型ボイラー，鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)，無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む．)，直だき吸収式冷温水機 小形吸収冷温水ユニット，遠心冷凍機
冷却塔	
空気調和機	ユニット形空気調和機，ファンコイルユニット(カセット形共)，コンパクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機，ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形，折込み形，袋形)，自動巻取形エアフィルター，電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)，全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)，斜流送風機，軸流送風機，消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ，立形遠心ポンプ，水中モーターポンプ(汚水用，雑排水用，汚物用)
ダクト付属品	吹出口・吸込口，風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御システム	
タンク	FRP製パネルタンク，ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形，ボルト組立形) 密閉形隔膜式膨張タンク(空調用) 密閉形隔膜式膨張タンク(給湯用)
中央監視制御装置	
消火装置	スプリンクラー消火システム，不活性ガス消火システム，泡消火システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた，弁桝ふた

株式会社 野田木内 一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

●工事名 令和８年度 川上集会所トイレ改修工事
●図面番号 P-01
●図面名 特記仕様書
●縮尺 A3:NON

衛　生　器　具　表

名　称	参考品番（TOTO）	付　属　品　及　び　仕　様	電源 相	電源 電圧(V)	電源 消費電力(W)	数量	設置場所 1F 男子便所	1F 女子便所	1F	2F 男子便所	2F 女子便所	2F
和風便器洋風化工事		和洋ﾘﾓﾃﾞﾙ工法(要領図参照)				2	1	1				
洋風大便器	CS232BM	SH232BA　TCF588R(貯湯式)　HP430-7　YH600FMR	1	100	314	2	1	1				
洋風大便器	CS510BM	SS510BABFS　TCF553　HP430-7　YH600FMR	1	100	321	1					1	
壁掛洗面器	L210C	TLE28SS1A　TL250D　TLDS2105JA(床排水金具) T6BR(床給水金具)　T156PH	1	100	0.5	1					1	
I型手すり	YHB603	T110D28(樹脂ﾌﾟﾗｸﾞ4本)				2	1				1	
L型手すり	YHB603L	T110D28(樹脂ﾌﾟﾗｸﾞ6本)				1		1				

和洋リモデル工法（メーカー標準工法・参考工程）
※メーカー責任施工とする

養　　生

和風便器カット（専用カッター使用のこと）
便器周囲仕上げ撤去（≒800×500程度）
　洗浄弁、洗浄タンク撤去

排水アジャスター取付け

溶接金網布設

超速硬モルタル打設

モルタル養生

床仕上貼り及び養生

給水工事

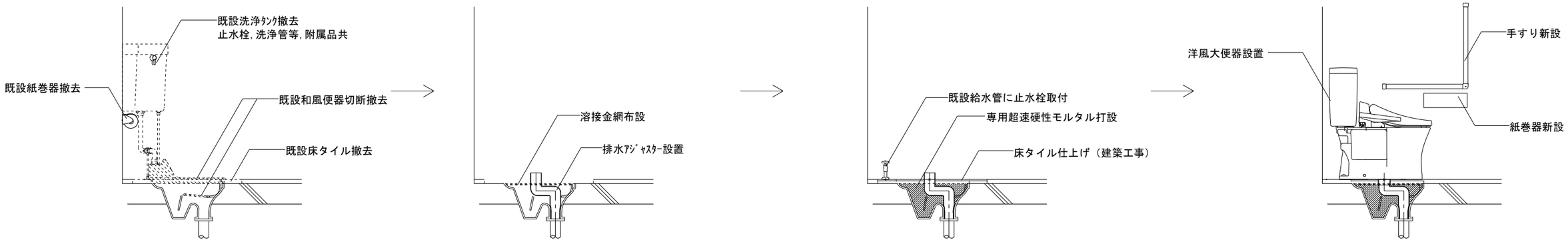
洋風大便器据付け

試験調整
洗浄テスト

紙巻器取付け（位置変更）

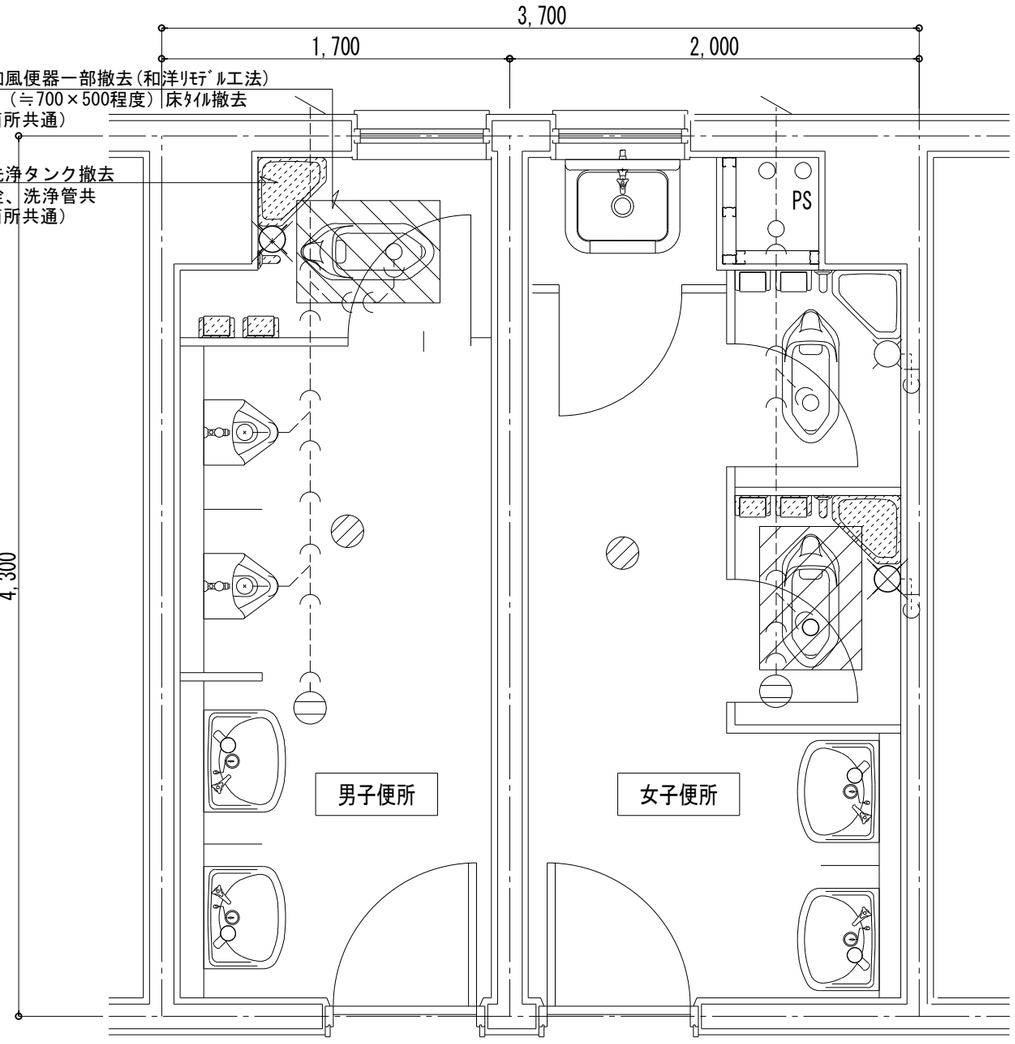
整理・清掃

和洋リモデル工法要領図(参考)



株式会社 野田木内 一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史

●工事名	令和８年度　川上集会所トイレ改修工事
●図面番号	P-02
●図面名	器具表・参考図
●縮尺	A3:NON



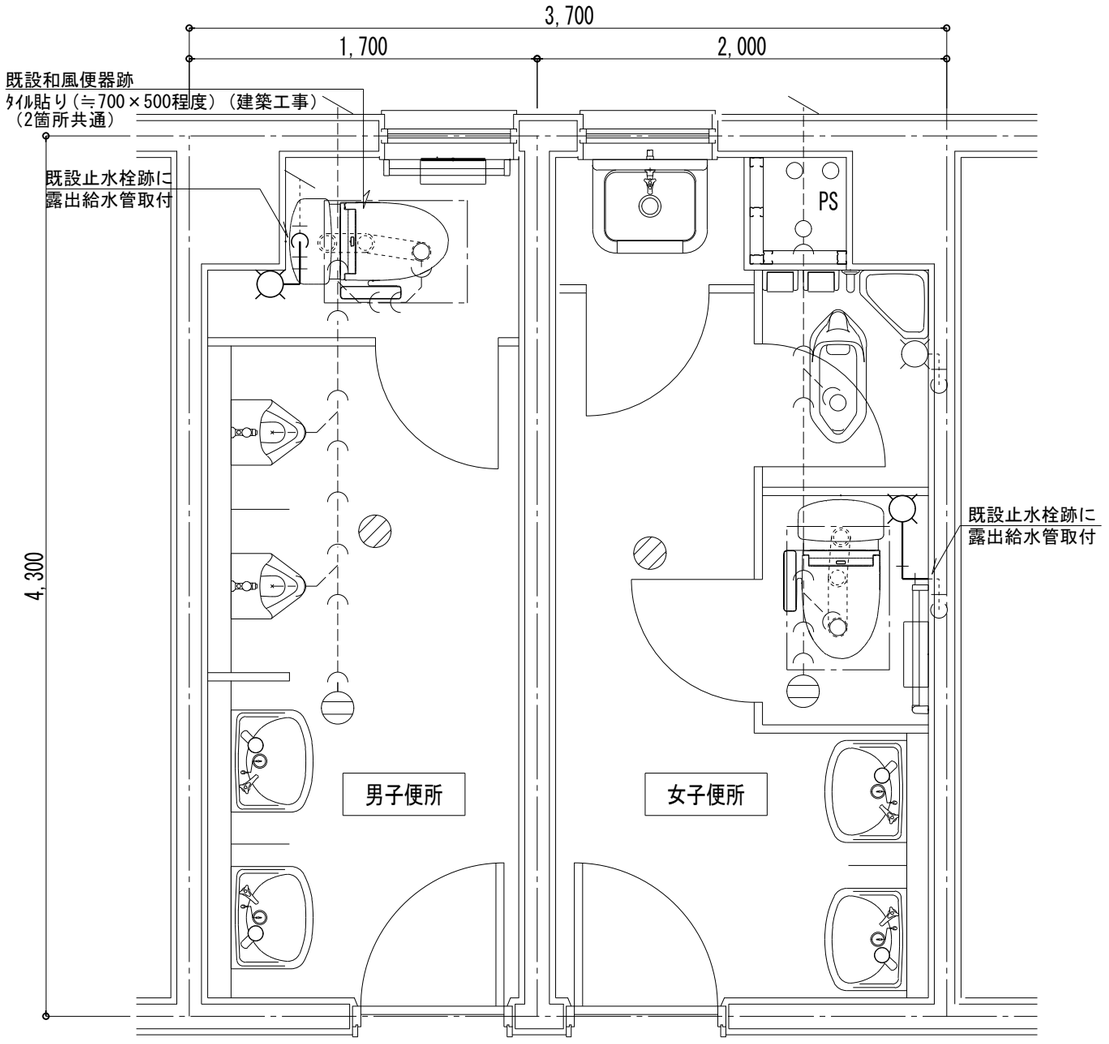
1階　平面詳細図(現況)　1/30

[撤去衛生器具]

男子便所	
和風大便器(隅付洗浄ﾀﾝｸ),紙巻器 和洋リモデル工法	1
I型手すり	1

[撤去衛生器具]

女子便所	
和風大便器(隅付洗浄ﾀﾝｸ),紙巻器 和洋リモデル工法	1
I型手すり	1



1階　平面詳細図(改修後)　1/30

[新設衛生器具]

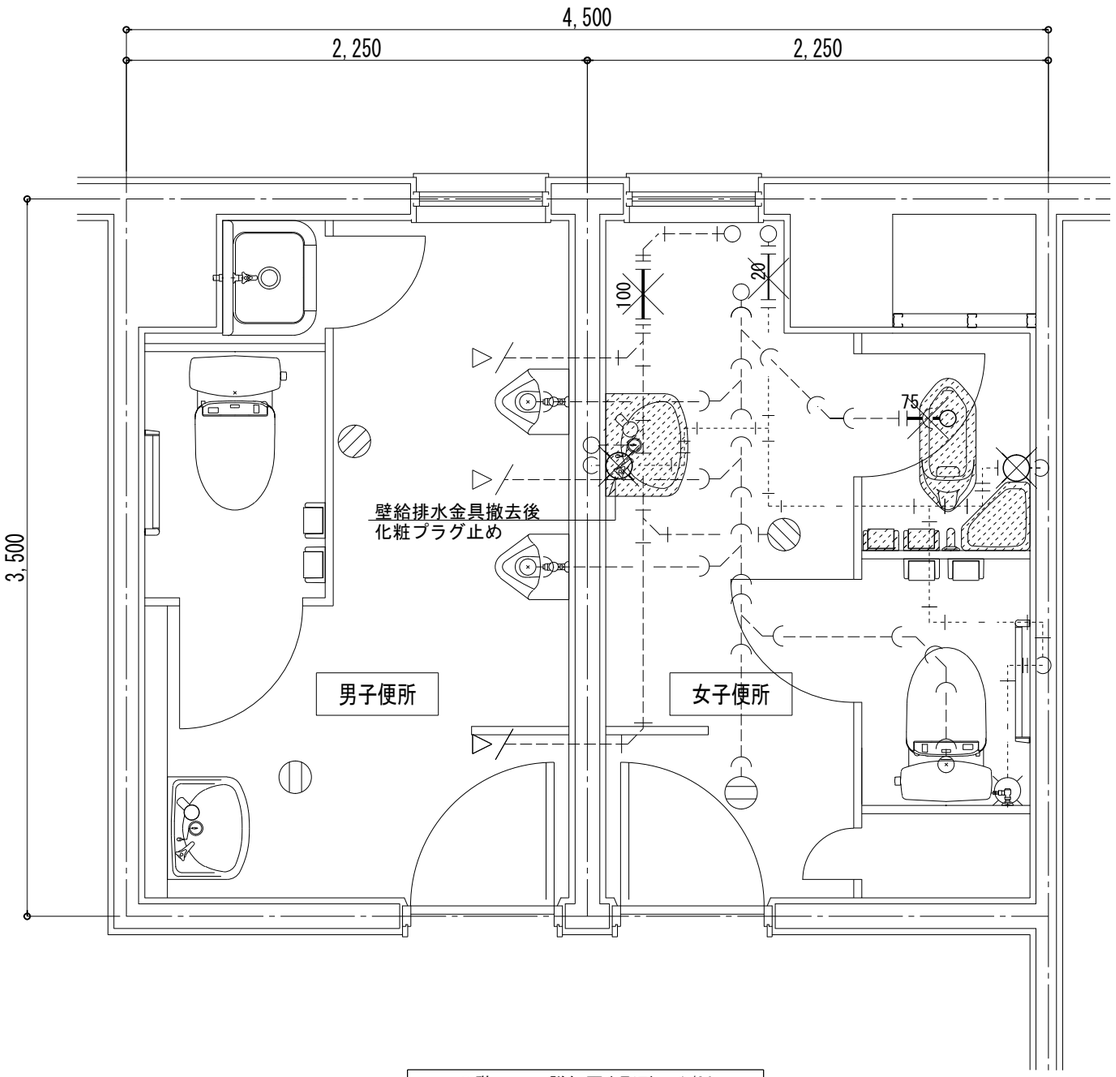
男子便所	
洋風大便器(洗浄ﾀﾝｸ)	1
I型手すり	1

[新設衛生器具]

女子便所	
洋風大便器(洗浄ﾀﾝｸ)	1
L型手すり	1

株式会社 野田木内 一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

●工事名 令和８年度　川上集会所トイレ改修工事
●図面番号 P-03
●図面名 １階　平面詳細図（現況・改修後）
●縮尺 A3:1/30

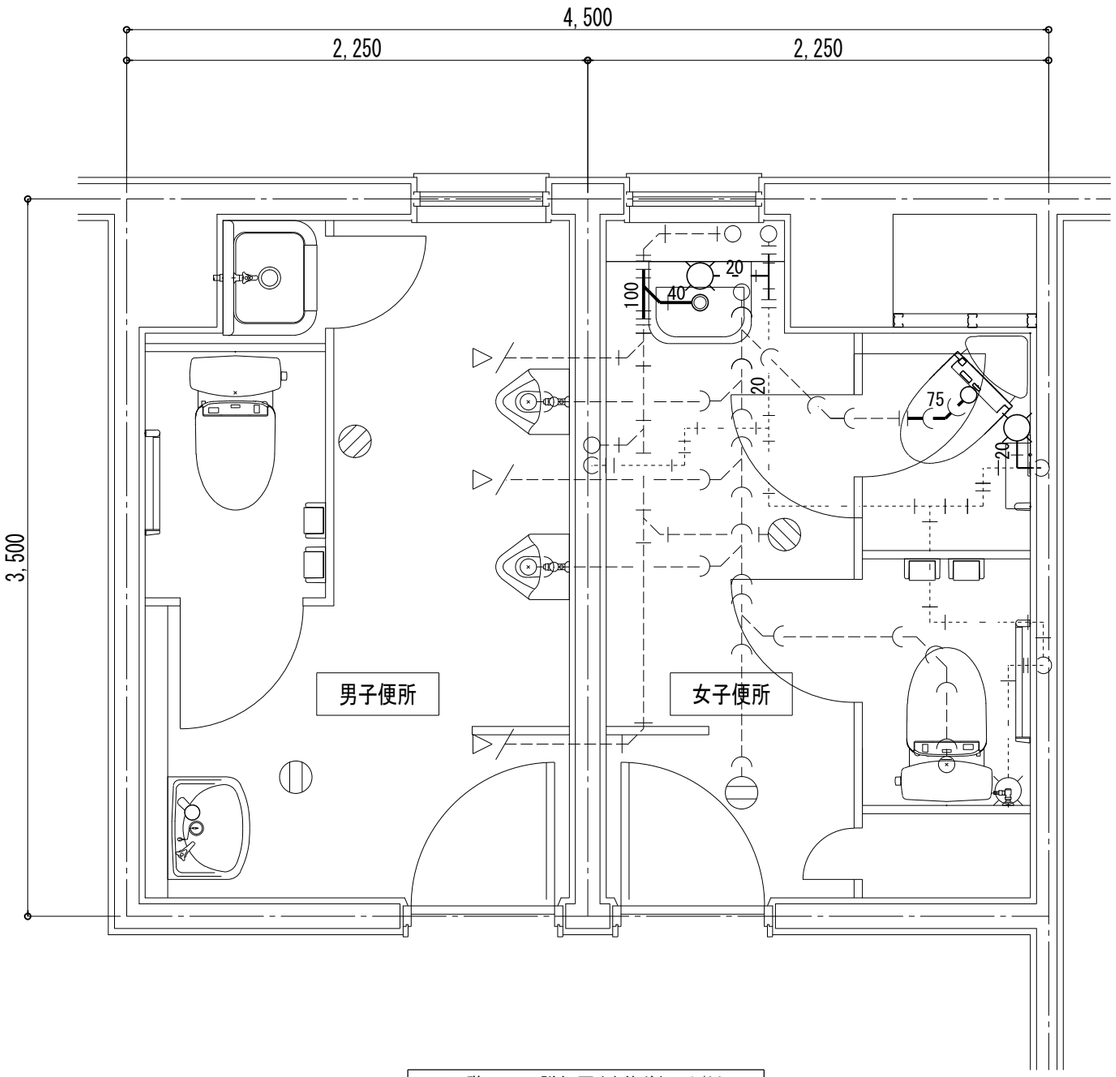


２階　平面詳細図(現況)　1/30

[撤去衛生器具]

女子便所	
和風大便器(隅付洗浄ﾀﾝｸ)	1
紙巻器	1
I型手すり	1
壁掛洗面器	1

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと
※配管撤去後不要となる穴等は補修のこと



２階　平面詳細図(改修後)　1/30

[新設衛生器具]

女子便所	
洋風大便器(洗浄ﾀﾝｸ)	1
I型手すり	1
壁掛洗面器	1

※器具等接続配管用スラブはつり補修は本工事とする

株式会社 野田木内
一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史

●工事名　令和８年度　川上集会所トイレ改修工事
●図面番号　P-04
●図面名　２階　平面詳細図（現況・改修後）
●縮尺　A3:1/30

電気設備工事特記仕様書

工事内容

工事項目
- ・ 受変電設備工事
- ・ 幹線設備工事
- ・ 動力設備工事
- ⊙ 電灯コンセント設備工事
- ・ 防災設備工事
 - （ ・ 非常警報設備 ）
 - （ ・ 自動火災報知設備）
 - （ ・ 誘導灯設備 ）
- ・ 弱電設備工事
 - （ ・ 電話配管設備 ）
 - （ ・ テレビ共聴設備 ）
 - （ ・ 拡声設備 ）
 - （ ・ インターホン設備）
 - （ ・ 直流電源設備 ）
 - （ ・ 情報設備 ）
- ・ その他
 - （ ・ 撤去工事 ）
 - （ ・ ）
 - （ ・ ）

施工条件

(1)＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年版」（改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年版」）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和７年版」による。
また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針 令和７年版」を参考とする。

適用基準等

(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編 令和５年版」
(2) 以降各項目 ⊙ 印のものを適用する。

一般共通事項 一般事項

(1) 工事に使用する諸材料は品質優秀な新品（仮設備資材についても特記なき場合は新品を使用）とし、事前に納入仕様書、製作図、見本品等を監督員に提出し承諾を受けること。
(2) 設計図書に明記無き部分及び軽微なる変更等で工事完成上当然必要と思われるものについては、監督員と協議のうえ無償にて施工すること。
(3) 工事施工に際しては各工事種別に係る有資格者を努めて活用すること。
(4) 最大電力が５００kW以上の需要設備での電気工事作業者は、第一種電気工事士の資格を有すること。
(5) 本受電後引き渡しまでの使用料金（ 本工事 ・ 別途 ）

特記事項（一般）

(1) 図中特記なき電線管は下記区分による。
屋内いんぺい：合成樹脂製可とう管（ＰＦ一重管）
屋内露出：・ ねじ無し電線管（Ｅ管） ・ 薄鋼電線管（Ｃ管）
⊙ 溶融亜鉛めっき厚鋼電線管（Ｇ管） ・ ポリエチレンライニング電線管
・ 硬質ビニル電線管（ＶＥ管） ・ 耐衝撃性硬質ビニル電線管（ＨＩＶＥ管）
屋外露出：・ 薄鋼電線管（Ｃ管） ⊙ 溶融亜鉛めっき厚鋼電線管（Ｇ管）
・ ポリエチレンライニング電線管 ・ 硬質ビニル電線管（ＶＥ管）
・ 耐衝撃性硬質ビニル電線管（ＨＩＶＥ管）
地中埋設：波付硬質合成樹脂管 （ ・ ＦＥＰ ・ 難燃ＦＥＰ）
(2) 屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/㎡のものを使用し、塗装不要とする。
(3) 屋外敷設のケーブル保護用厚鋼電線管に使用するねじなし防水付属品は、ＪＩＳ防水保護等級ＩＰＸ５以上とする。
(4) 屋内外（ＰＳ内除く）の金属管露出部において特記のない場合は合成樹脂ペイント２回塗りとする。
(5) 露出配管において、人が容易に触れるおそれがある場所の支持金物の突起部また切断端部には保護キャップ等を取付のこと。
(6) 屋外露出・地下ピット内及び湿気の多い場所の配管配線の支持金物類はステンレス製又は鋼板にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
(7) 盤、ハンドホール、プルボックス内の他要所の配線には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札を取り付け、用途、行き先・電線サイズ等を表示する。なおハンドホール内及び耐候性を要する場所は刻印文字による表示とする。
(8) プルボックス・カバープレート等には設置場所に適した方法により用途別表示をする。なお屋外露出部分及び湿気等のある部分は、合成樹脂製プレートに刻印文字による表示とする。
(9) 空配管には予備線として1.2mm以上のビニール被覆鉄線を入線し、行き先を表示する。
(10) 接地線と接地極及び地中内での接地線相互の接続はスリーブ接続の後、自己融着テープ巻のうえ絶縁テープ巻とする。
(11) 接地極の埋設位置に設ける接地極埋設標は刻印文字による表示とする。
(12) 屋外の場合、多芯電力ケーブルは端部に端末処理を行い、分岐管（二叉管・三叉管等）を用いた処理とする。なおプルボックス内での接続部はテープ巻による処理でも可とする。
(13) 屋外（外灯ポール内含む）、湿気の多い場所での配線接続部分は自己融着テープ巻のうえ絶縁テープ巻とする。
(14) 地中管路は埋設深さ６００mm以上（特記のある場合除く）とし２倍折込の埋設標識シートを敷設すること。
(15) 自家用電気工作物の保安規定に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出すること。
(16) 一般照明及び非常用照明の照度測定を行うこと。
照度測定基準は（ ・JIS Z 9110-2010 ・学校環境衛生基準）による。
なお、照度計は一般照明の場合は一般形Ａ級照度計以上を、非常用照明の場合は一般形ＡＡ級照度計以上の精度を有するものとし、測定箇所及び回数は監督員との協議による。
(17) 分電盤からの予備配管として分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立ち上げること。
(18) 本工事施工に際しては「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版」に基づき耐震処置を行うこと。
(19) 強度計算
（ 照明用ポール ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・
ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ ）
(20) 荷重計算
（ 突針支持管 ・ 太陽電池アレイ ・ 風力発電装置 ・ アンテナマスト ・ ）

特記事項（改修）

(1) 工事期間中は施設の業務に支障をきたさないよう配慮するとともに、停電を伴う作業等は短期間で終了するように努めること。
(2) 図中明記無き装置及び配線配管であっても本工事施工上支障となる場合は、移設、撤去等適切な処置を行う。
(3) 既設コンクリート壁・床などの配管貫通口穴あけは、原則としてダイヤモンドコアカッターを使用すること。
(4) はつり、穴あけ及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
また、施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行うこと。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
(5) 必要に応じ既存施設・装備品等の汚損対策として養生保護を行うものとし、万一汚損した場合は速やかに補修復旧すること。
(6) 本工事に関連する既存設備については、事前に絶縁測定、動作試験等の調査を行い設備の状態を確認、記録しておくこと。
(7) 本工事に関連する既設屋外配線において紫外線対策がされていないケーブル等の絶縁線は絶縁テープ巻きによる処理をすること。

機器等の支持固定 コンクリート構造物に機器等を支持固定する場合の要領を示す。

機器・配管等	寸法・重量・規模	支持固定材 支持ヶ所数	支持固定材 サイズ（吊ボルト、アンカーボルト）	備考
盤類（※１）	重量３kg超	４以上	９mm以上	標仕 2.1.12
	重量３kg以下	４以上	重量に耐えるサイズ、アンカー種選定	標仕 2.14.3
プルボックス類	長辺300mm超	４以上	９mm以上	標仕 2.2.8
		サイズによっては支持ヶ所数等、検討する		
	長辺300mm以下	２以上	９mm以上	
照明器具	標準仕様書、標準図の方法による ※仕様書中、質量の大きい機器とは３kgを超えるもの			標仕 2.14.3 標準図
配管（※２）				
ハンガー直付固定	幅100mm以下	１（２）	９mm以上（ＡＹ形５mm以上×２）	
	幅100超～300以下	２	９mm以上	
	以降300毎に	＋１	９mm以上	
ハンガー吊下げ支持	幅600mm以下	２	９mm以上	
	幅600mm超	２	１２mm以上	
サドル固定（サドルベース付）		１（ベース固定）	メーカー指定材・要領により施工	
	サドルは両サドル（２ヶ所ビス止め）タイプのみ可			
ケーブルラック・ダクト	幅600mm以下	２	９mm以上	標仕 2.7.2
	幅600mm超	２	１２mm以上	標仕 2.10.1

※１ 取付方法でメーカーの指定サイズ等がある場合はその方法、また耐震検討を必要とするものは検討により選定したサイズ・要領で支持固定する。
※２ 原則ハンガーにより支持固定とし、特に指示のある場合のみサドルの使用可とする。

注１ 本表でサイズ・支持方法を検討により選定するとしたものは、最低ＡＹボルトを使用(樹脂プラグの使用不可)すること。
注２ あと施工アンカーボルトは原則おねじ形メカニカルまたは接着系アンカーとし、屋外設置の重量物及び張力を考慮する必要のある部分は接着系アンカーの使用を検討する。
注３ 100kgを超える機器については、あと施工アンカーの施工後確認試験を行うこと。
注４ 本要領により施工し難い場合及びコンクリート部以外の施工場所については最適な支持方法等検討する。

機材の品質等

(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
(2) 下表（メーカーリスト）以外の材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
(3) 機器類は、図示する形状又は配管等の取り出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
(4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 1.4.5 により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

メーカーリスト ※記載の材料及びメーカー以外については監督員の承諾を得ること。

名称	製造業者名
金属管及び付属品	パナソニック，摂陽工業，丸一鋼管
合成樹脂管（ＰＦ，ＣＤ）及び付属品	未来工業，パナソニック，古河電工
合成樹脂管（硬質ビニル）及び付属品	積水化学，未来工業
波付硬質ポリエチレン管及び付属品	東拓工業，カナフレックス，積水化学，未来工業，古河電工
高低圧電線・ケーブル	住電HST，タツタ電線，ﾌﾞﾛﾃﾘｱﾙ，住友電工，矢崎ｴﾅｼﾞｰｼｽﾃﾑ，富士電線工業，フジクラ カワイ，弥栄電線，ＳＦＣＣ
通信ケーブル	伸興電線，タツタ電線，矢崎ｴﾅｼﾞｰｼｽﾃﾑ，JMACS，フジクラ，富士電線工業，ﾌﾞﾛﾃﾘｱﾙ，住電HST
配線器具	パナソニック，東芝ライテック
盤 類	パナソニック，一光電機，月の宮電機，かわでん，摂陽明正，日東工業（ホーム分電盤に限り河村電器産業を含む）
キュービクル式配電盤	一光電機，月の宮電機，かわでん，摂陽明正
配線用遮断器	テンパール，パナソニック，日立産機システム，河村電器産業，三菱電機，富士電機，東芝日東工業
プルボックス	八州電工，電成興業
照明器具（ＬＥＤ灯）	パナソニック，東芝ライテック，岩崎電気，三菱電機照明（公共品番に限り遠藤照明を含む）
換気扇	三菱電機，パナソニック，東芝キャリア，日立産機システム
テレビ共聴機器	マスプロ電工，ＤＸアンテナ，日本アンテナ，パナソニック
ＩＴＶ機器	パナソニック，ＴＯＡ，ユニペックス
拡声設備	ＴＯＡ，パナソニック，ユニペックス，ＪＶＣケンウッド
インターホン	アイホン，パナソニック
火災報知機	パナソニック，日本ドライケミカル，ホーチキ，能美防災工業，ニッタン
ブロック式ハンドホール	総合開発，光栄，カナフレックス
電気時計	パナソニック，シチズンＴＩＣ，セイコータイムクリエーション
ナースコール	アイホン，ケアコム
高圧遮断器	エナジーサポート，三菱電機，日立製作所，東芝，戸上電機，富士電機
高圧開閉器	エナジーサポート，三菱電機，日立製作所，東芝，戸上電機，大垣電機，富士電機
保護継電器	エナジーサポート，三菱電機，戸上電機，東芝，富士電機
計器類	パトライト，三菱電機，東芝産業機器システム，ＩＤＥＣ，富士電機
変圧器	東芝産業機器システム，日立産機システム，三菱電機，利昌工業，富士電機
進相コンデンサー	パナソニック，ニチコン，東芝，指月電機，利昌工業
直流電源装置	東芝，三菱電機，古河電池，山菱電機，ジーエス・ユアサ
発電機	ヤンマー，日立製作所，三菱電機，明電舎
避雷針	大阪避雷針，ＮＩＰエンジニアリング
太陽光発電装置	京セラ，シャープ，東芝，パナソニック，その他ＪＰＥＡ加盟メーカー

提出書類 下記のうち当該工事での提出書類の要否及び作成等の詳細は監督員の指示による。

提出書類一覧（電気）		
▪ －試験・測定結果表－	▪ －官公署届出書類－	▪ 検査済証(消防、水道局、電力、保安協会等)
・接地・絶縁・照明点灯・照度(一般、非常)	・消防用設備設置届の写し	▪ ＰＣＢ調査報告書
・電流・コンセント極性・TV受信レベル	・電気設備設置届の写し	▪ 完成図（標仕 1.7.2）
・制御盤等動作・動力設備・放送・ｲﾝﾀｰﾎﾝ	・電気供給申込書の写し	
・火災報知・ケーブル伝送品質	・その他（ ）	＜以下は竣工検査合格後に提出＞
・その他（ ）	▪ －フロン回収・破壊法関連－	▪ 保全に関する資料
▪ 各種計算・検討書	・行程管理票	▪ 竣工図（CADデータ(JWW)，PDF）
▪ 検査(試験)成績書	・回収資格証の写し（事業所、作業者）	
▪ 各種資格者証の写し(一覧)	・破壊業者許可証の写し	

※工事の内容により、上記以外で特に監督員が指示する書類についても作成提出とする。

株式会社 野田木内 一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

●工事名 令和８年度 川上集会所トイレ改修工事
●図面番号 E-01
●図面名 電気設備 特記仕様書
●縮尺 NON

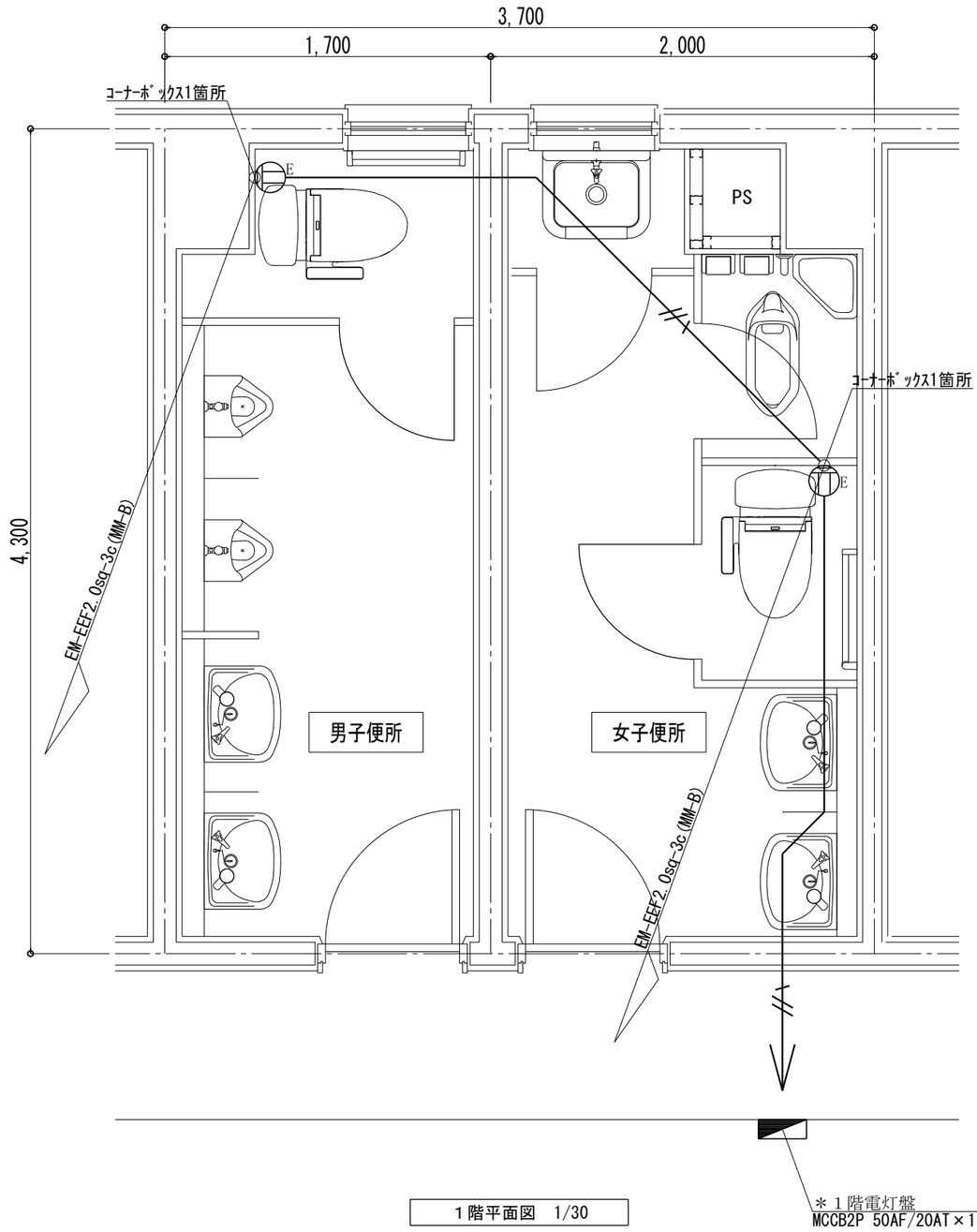
単線結線図(改修前)

盤名称	回路区分	盤内結線	負荷番号	負荷名称	電圧	負荷容量 (R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	開閉器 配線保護	漏電保護	極数	AF	AT	制御回路	改修前
既存					(V)											
＊1階電灯盤	一般電灯															
屋内埋込形	1φ3W 200/100V															
—	—															
屋内 1階	— —		誘	誘導灯	100					M		2	50	20		
			非	非常警報設備	100					M		2	50	20		
			金	金融端末	100					M		2	50	20		
				主幹	200/100						E	3	100	75		
			①	農協和室エアコン	200					M		2	50	20		
			②	相談室エアコン	200					M		2	50	20		
			01	農協・ﾎｰﾙ・相談室・便所等 電灯	100					M		2	50	20		
			02	事務室 電灯	100					M		2	50	20		
			03	事務室 電灯	100					M		2	50	20		
			04	倉庫・金庫室 電灯	100					M		2	50	20		
			05	自動ドア	100					M		2	50	20		
			06	ﾎｰﾙ・農協和室 コンセント	100					M		2	50	20		
			07	相談室・事務室 コンセント	100					M		2	50	20		
			08	事務室 フロアコンセント	100					M		2	50	20		
			09	照明操作盤電源	100					M		2	50	20		
			10	地域イントラ	100					M		2	50	20		
			11	自動販売機 コンセント	100					M		2	50	20		
			12	不明	100					M		2	50	20		
			13	構売端末	100					M		2	50	20		
				予備スペース												

単線結線図(改修後)

盤名称	回路区分	盤内結線	負荷番号	負荷名称	電圧	負荷容量 (R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	開閉器 配線保護	漏電保護	極数	AF	AT	制御回路	改修後
既存					(V)											
＊1階電灯盤	一般電灯															
屋内埋込形	1φ3W 200/100V															
—	—															
屋内 1階	— —		誘	誘導灯	100					M		2	50	20		
			非	非常警報設備	100					M		2	50	20		
			金	金融端末	100					M		2	50	20		
				主幹	200/100						E	3	100	75		
			①	農協和室エアコン	200					M		2	50	20		
			②	相談室エアコン	200					M		2	50	20		
			01	農協・ﾎｰﾙ・相談室・便所等 電灯	100	—				M		2	50	20		
			02	事務室 電灯	100		—			M		2	50	20		
			03	事務室 電灯	100	—				M		2	50	20		
			04	倉庫・金庫室 電灯	100		—			M		2	50	20		
			05	自動ドア	100	—				M		2	50	20		
			06	ﾎｰﾙ・農協和室 コンセント	100		—			M		2	50	20		
			07	相談室・事務室 コンセント	100	—				M		2	50	20		
			08	事務室 フロアコンセント	100		—			M		2	50	20		
			09	照明操作盤電源	100	—				M		2	50	20		
			10	地域イントラ	100		—			M		2	50	20		
			11	自動販売機 コンセント	100	—				M		2	50	20		
			12	不明	100		—			M		2	50	20		
			13	構売端末	100	—				M		2	50	20		
			14	男子・女子便所 便器コンセント	100		628			M		2	50	20		新設

EM-EEF2.0sq-3c



1階平面図 1/30

＊1階電灯盤
MCCB2P 50AF/20AT×1個:新設

株式会社野田木内 一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

●工事名	令和８年度 川上集会所トイレ改修工事	●図面番号	E-02
●図面名	１階平面図・単線結線図	●縮尺	NON

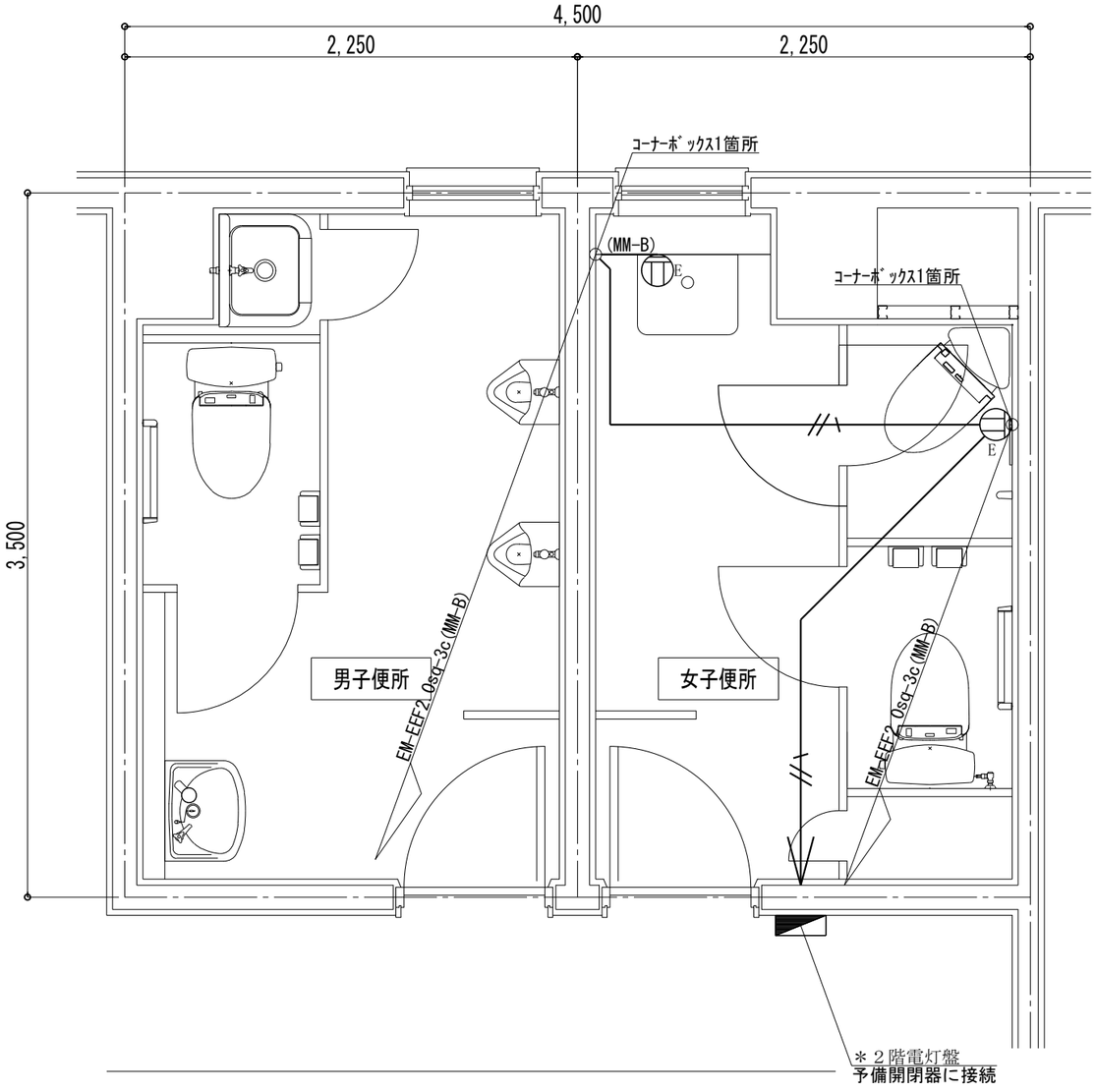
単線結線図(改修前)

盤名称	回路区分	盤内結線	負荷番号	負荷名称	電圧	負荷容量 (R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	開閉器 配線保護	漏電保護	極数	AF	AT	制御回路	改修前
既存					(V)											
＊2階電灯盤	一般電灯															
屋内埋込形	1φ3W 200/100V															
—	—															
屋内 2階	— —															
			(端)	端末機	100					M		2	50	20		
				主幹	200/100						E	3	100	75		
			①	役場和室エアコン	200					M		2	50	20		
			②	役場事務室エアコン	200					M		2	50	20		
			01	ﾎｰﾙ・会議室 電灯	100					M		2	50	20		
			02	集会室 電灯	100					M		2	50	20		
			03	集会室 電灯	100					M		2	50	20		
			04	ステージ 電灯	100					M		2	50	20		
			05	外灯	100					M		2	50	20		
			06	役場事務所 コンセント	100					M		2	50	20		
			07	ﾎｰﾙ・会議室 コンセント	100					M		2	50	20		
			08	集会室 コンセント	100					M		2	50	20		
			09	弱電機器 コンセント	100					M		2	50	20		
			10	役場 自動ドア	100					M		2	50	20		
			11	不明	100					M		2	50	20		
			12	予備	100					M		2	50	20		
				予備スペース												

単線結線図(改修後)

盤名称	回路区分	盤内結線	負荷番号	負荷名称	電圧	負荷容量 (R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	開閉器 配線保護	漏電保護	極数	AF	AT	制御回路	改修後
既存					(V)											
＊2階電灯盤	一般電灯															
屋内埋込形	1φ3W 200/100V															
—	—															
屋内 2階	— —															
			(端)	端末機	100					M		2	50	20		
				主幹	200/100						E	3	100	75		
			①	役場和室エアコン	200					M		2	50	20		
			②	役場事務室エアコン	200					M		2	50	20		
			01	ﾎｰﾙ・会議室 電灯	100	—				M		2	50	20		
			02	集会室 電灯	100		—			M		2	50	20		
			03	集会室 電灯	100	—				M		2	50	20		
			04	ステージ 電灯	100		—			M		2	50	20		
			05	外灯	100	—				M		2	50	20		
			06	役場事務所 コンセント	100		—			M		2	50	20		
			07	ﾎｰﾙ・会議室 コンセント	100	—				M		2	50	20		
			08	集会室 コンセント	100		—			M		2	50	20		
			09	弱電機器 コンセント	100	—				M		2	50	20		
			10	役場 自動ドア	100		—			M		2	50	20		
			11	不明	100	—				M		2	50	20		
			12	女子便所 便器・温水コンセント	100		322			M		2	50	20		
											接続					

EM-EEF2.0sq-3c



2階平面図 1/30

株式会社 野田木内 一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

●工事名	令和８年度 川上集会所トイレ改修工事	●図面番号	E-03
●図面名	２階平面図・単線結線図	●縮尺	NON